

保育料無償になるため申請の有無をご確認ください

10月から幼児教育・保育無償化が始まります

消費税率引き上げに伴い、
10月から幼稚園や保育所などを利用する3歳から5歳までの児童の保育料が無償となります。

※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）はこれまでどおり保護者の負担になります。

対象（期間） 満3歳になつた後の4月1日から小学校就学前までの3年間
※幼稚園は、満3歳から対象となります。
※保育の必要がある住民税非課税世帯の0～2歳児も対象になります。

①保育所・認定こども園（保育所部分）の児童

申請の必要はありません。

※これまで3歳以上児の保育料に含まれていた「副食費（食材料費から主食分を除いた費用）」は無償化の対象外となり、10月

から保護者の負担となります（低所得世帯と第3子以降の児童は免除）。

②新制度の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の児童

保育の必要性の認定事由に該当しない児童は、申請の必要はありません。

保育の必要性の認定事由に該当しない児童は、町の「保育の必要性の認定」を受けると、幼稚園の預かり保育の利用料も月額1万1,300円を上限に無償となります。申請書類は施設を経由して配付します。

③新制度未移行幼稚園の児童

新制度未移行幼稚園（就園奨励費を交付されている幼稚園で、越生みどり幼稚園など）が該当する児童全員が認定を受ける必要があります。

申請書類は施設を経由して配付します。申請は7月

○認可外保育施設等の運営事業者

町内で認可外保育施設等を運営している事業者が、

31日(水)までとなりますので、申請書類が届かなかつた場合は、問へご連絡ください。

保育料（入園初年度のみ入園料含む）は、月額2万5,700円を上限に無償となります。

保護者の就労などにより保育の必要な児童は、幼稚園の預かり保育も対象となり、月額1万1,300円を上限に無償となります。

④認可外保育施設等の児童

認可外保育施設等（一般的認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など）を利用する児童は、町の「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、7月31日(水)までに問へご相談ください。

幼児教育・保育の無償化の主な例（3～5歳児）

対象者	対象となる施設・サービス		利用料（保育料）
3～5歳 〔保育の必要性の認定事由に該当する児童〕	幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援		無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
	幼稚園の預かり保育		幼稚園の利用に加え月額11,300円まで無償
	認可外保育施設、一時預かり事業など		月額37,000円まで無償
・共働き家庭 ・ひとり親で働いている家庭など	幼稚園 保育所 認定こども園	+ 障害児の発達支援	ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
3～5歳 〔上記以外〕 ・専業主婦(夫)など	幼稚園、認定こども園、就学前障害児の発達支援		無償 (幼稚園は月額25,700円まで)
	幼稚園 認定こども園	+ 障害児の発達支援	ともに無償 (幼稚園は月額25,700円まで)



問 子育て支援課
内線 162

子ども担当